改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項ただし書	老齢厚生年金の全部	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額を除く。）
	老齢厚生年金の額	退職共済年金の額
	当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
	老齢厚生年金の額を	退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額を除く。以下この項において同じ。）を
		限る
改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項	老齢厚生年金の全部	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額を除く。）
	老齢厚生年金の額	退職共済年金の額
	当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
	障害者・長期加入者の老齢厚生年金	障害者・長期加入者の退職共済年金
	当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
	附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第九条及び第九条の二第一項から第三項まで又は第九条の三	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定するうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四及び第十二条の四の二第一項から第四項まで又は第十二条の四の三
	障害者・長期加入者の老齢厚生年金	障害者・長期加入者の退職共済年金
	当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
	附則第九条の二第二項第二号	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第二号
	附則第九条の二第二項第一号	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号
	附則第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の三第二項若しくは第四項
改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項	障害者・長期加入者の老齢厚生年金	障害者・長期加入者の退職共済年金
	当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第三項	第四十四条第一項	なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項
改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第四項	附則第九条の二第二項第一号に規定する額並びに前項ただし書に規定する基礎年金の調整額	退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第三項各号に定める金額を除く。）並びに前項ただし書に規定する退職共済年金の調整額
	老齢厚生年金の全部	退職共済年金の全部
	老齢厚生年金の額	退職共済年金の額
	当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
	附則第九条の二第二項第一号に規定する額	退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額を除く。）
	老齢厚生年金の額	退職共済年金の額
	当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
	附則第九条の二第二項第一号に規定する額並びに前項ただし書に規定する基礎年金の調整額	退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額を除く。）並びに前項ただし書に規定する退職共済年金の調整額
	老齢厚生年金の全部	退職共済年金の全部
	老齢厚生年金の額	退職共済年金の額
	当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
	老齢厚生年金の額を	退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額を除く。以下この項において同じ。）を
		限る

改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第一項	障害者・長期加入者の老齢厚生年金	障害者・長期加入者の退職共済年金
	老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第一号	退職共済年金に係るなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号
改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第三項	附則第九条の二第二項第一号に規定する額並びに前項に規定する同条第二項第二号に規定する額及び同項第一号	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号
改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第一項	附則第八条	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三
	老齢厚生年金（第四十三条第一項、附則第九条の二第一項から第三項まで又は附則第九条の三及び附則第九条	退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法第七十条第一項及び附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は附則第十二条の四の三並びに附則第十二条の四
	当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
	老齢厚生年金の額	退職共済年金の額
	老齢厚生年金の全部	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第三項各号に定める金額を除く。）
改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第六項	附則第八条	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三
	老齢厚生年金	退職共済年金
	前各項	第一項及び前二項
改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第七項	調整額、坑内員・船員の調整額及び基礎年金を受給する坑内員・船員の調整額	調整額
	前各項	第一項
改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第八項	老齢厚生年金（附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているもの及び第八項において同じ。）	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金
改正後厚生年金保険法附則第十一条の五第六項		